

高校生を対象にしたDX推進事業委託業務 仕様書

本仕様書は、高校生を対象にしたDX推進事業を行うために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

高校生を対象にしたDX推進事業

2 目的

本業務は、高校生がロゲイニングの企画・実施・分析を通して、DXに関する基礎知識や技術を習得するとともに、地域を知り、地元とのつながりを深め、地域への定着や将来的な回帰に繋げるための業務である。

※ロゲイニングとは、定められたエリア内に多数設置されたチェックポイントをできる限り多く制限時間内にまわり、得られた点数を競う野外スポーツのこと。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務の構成

次の事項を踏まえながら、受託者が提示した企画提案に原則沿ったものとする。なお、プログラムが以下の事項を充足すれば、それ以外の内容を構成に盛り込むことも可能とする。

(1) 授業の活用

- ・授業の対象者は、大分県立佐伯豊南高等学校（以下、佐伯豊南高校とする）の毎週火曜日1～2限目（8:40～9:30、9:40～10:30）に実施される「地域探求」の授業を受講する2年生5名とする。
- ・授業は、最大で1学期は12コマ（6日分）、2学期は20コマ（10日分）使用できるものとする。※必ずしも全て使用する必要はない。
- ・1回目の授業は、6月4日（火）とする。
- ・使用する授業の最低3分の1以上は、フィールドワークとすること。
- ・ロゲイニング実施後の結果分析も授業の中で実施すること。

(2) DXの活用

- ・ロゲイニング企画にDX要素を必ず含めること。
（例：マッピングアプリやGIS等）
- ・高校生がDXへの理解を深められるような工夫を盛り込むこと。

(3) ロゲイニングの実施

- ・ロゲイニングは2回以上実施すること。
- ・1回目は7月6日（土）に佐伯豊南高校1年生約140名を対象に3時間程度実施すること。
※7月6日（土）までの授業は、6/4、6/11、6/19、7/2の8コマ（4日分）

- ・ 1 回目の実施は、昨年度佐伯豊南高校で実施したロゲイニングをそのまま準用することも可能とする。 ※昨年度実施した報告書は別添。
 - ・ 2 回目以降の実施は、対象者・実施方法等は問わないが、1 回目の反省点を取り入れたものとする。
- (4) シビックプライドの醸成
- ・ 高校生が地元愛を深められるような工夫を盛り込むこと。

5 委託業務内容

- (1) ロゲイニング開催準備業務
- ・ 授業使用コマ数等の全体カリキュラムの設計
 - ・ ロゲイニング実施に向けた授業の内容考案
 - ・ 授業で使用する資料、テキストの作成
 - ・ 授業実施者の用意、又は担当教諭が内容に沿った授業をできるような資料の提供
 - ・ 高校生のフィールドワークの補助
 - ・ 当日に向けた広報
- (2) ロゲイニング開催運営業務
- ・ 会場管理者との調整
 - ・ 会場の設営・撤去
 - ・ 高校生の安全体制の確保
 - ・ 司会者・必要があれば出演者等の手配
 - ・ 当日の資料印刷
 - ・ 当日の写真撮影
 - ・ 雨天時の対応
 - ・ アンケートの実施、対象者数の把握
- (3) ロゲイニング実施結果分析業務
- ・ ロゲイニング実施後の結果分析を含んだ授業の内容考案
 - ・ 授業で使用する資料、テキストの作成
 - ・ 授業実施者の用意、又は担当教諭が内容に沿った授業をできるような資料の提供
 - ・ 高校生のフィールドワークの補助
 - ・ 高校生が実施する来年度に向けたロゲイニングの結果分析等補助

6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当た

っては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。

7 成果物の納品

以下のものを納品すること。

- (1) 成果品
- ・実績報告書
 - ・その他振興局長が認める必要な物
- (2) 納品場所
大分県南部振興局地域創生部
- (3) 納品期限
令和7年4月4日（金）

8 契約限度額

2, 998, 325円（消費税を含む）

9 付記事項

- (1) 実施計画の調整
実施計画は、委託者と受託者との協議により調整できるものとする。
- (2) 権利義務等の譲渡等
委託者はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。
- (3) 委託費の支払い
業務完了後、精算払とする。ただし必要な場合は、7割を上限に概算払できるものとする。

10 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

11 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものと

する。

12 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。